令和3年10月11日

令和3年度第7回青森市農業委員会　月例総会議事録

青 森 市 農 業 委 員 会

１．開会年月日　　令和3年10月11日（月曜日）　午後1時00分
２．開会場所　　青森市役所柳川庁舎2階　大会議室
３．閉会年月日　　令和3年10月11日（月曜日）　午後1時53分

４．議案

議案第231号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第232号　農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第233号　農用地利用集積計画の決定について
議案第234号　農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
議案第235号　青森農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第236号　浪岡農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

報告第152号　農地法第４条第１項第８号の規定による転用届出の受理について
報告第153号　農地法第５条第１項第７号の規定による転用届出の受理について
報告第154号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
報告第155号　青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について

５．農業委員出席者の番号及び氏名

１番 秋　谷　　進	２番 安　部　浩　一	３番 一　戸　昭　憲
４番 大　柳　建　秀	５番 鎌　田　清　勝	６番 工　藤　隆　志
７番 窪　寺　洋　志	９番 澤　田　今日一	10番 堤　　武　久
11番 豊　川　明　子	12番 長　野　英　雄	13番 中　村　美喜雄
14番 成　田　貴　吉	15番 西　澤　清　光	16番 野　口　友　子
17番 福　士　修　身	18番 安　田　昌　樹	19番 山　田　正　樹

６．農業委員欠席者の番号及び氏名

８番 齊　藤　光　朗		

７．会議に従事した職員の職氏名

事務局次長	竹　内　　芳	事務局分室長	佐　藤　　保
主　　幹	堀　内　和　之	主　　幹	長　谷　川　　亘
主　　幹	工　藤　　武	主　　査	山　内　武　志

８．議事の概要

（開会、議事録署名、会期）

（事前に事務局次長から、新型コロナウイルスの対策として農業委員のみの召集とし、農地利用最適化推進委員から意見書の提出がなかった旨を説明）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、ただ今から、青森市農業委員会令和３年度第７回月例総会を開会します。

これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員19名中18名が出席しております。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。あらかじめ皆様にお願いしますが、コロナ対策のため、発言の際は起立せずに挙手のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますのでよろしくお願いいたします。また、議事録作成のため録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。16番野口友子委員、17番福士修身委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、両委員にお願いします。

引き続き会期を定めます。会期は、今日１日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、会期は今日１日と決定いたします。

それでは議案審議に入ります。議案第231号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

（分室長　議案のみ朗読）

○事務局

説明の前に、ご報告がございます。今回の議案送付後に許可申請の取り下げが 1 件あったため、議案 2 ページにつきましては、本日配付した差替えと記載されている議案に差し替えをお願いします。取下げされた申請は所有権移転申請番号 257 番で、申請後に所有者側から売買を取りやめたいとの申出があったことから、双方合意のうえで取下書が提出されたものです。当該番号は欠番となり、これに伴い調査書についても差替えを配付させていただきましたので、ご確認お願いいたします。

つきましては、本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が 9 件、使用貸借権設定が 3 件でございます。個別の内容につきましては、議案書の 2 ページから 4 ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。右から二つ目の欄の申請事由をご覧いただきたいのですが、申請事由としては、譲渡人については、労力不足や贈与のためであり、譲受人については、経営規模の拡大や贈与を受けるためという理由でございます。

これらはいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している調査書のとおりであります。それではご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、4 ページの使用貸借権設定申請番号 42 番の審議を行うにあたり、鎌田清勝委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（鎌田清勝委員　退席）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、申請番号 42 番について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

申請番号 42 番についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
異議なしと認め、そのように決定します。鎌田清勝委員を入場させてください。

（鎌田清勝委員　入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
これより、議事参与制限があった申請番号及び欠番となった申請番号 257 番を除く本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。
はい、澤田委員。

○9 番（澤田今日一委員）
9 番澤田です。258 番について少し審議をしたいと思います。この人は経営規模拡大のために農地を取得するという理由ですが、農作物を生産している実績はあるのですか。

○事務局
ただいまの質問につきまして、譲受人である●●●●さんは農作物の生産は行っておりますけれども、出荷、販売の実績はないと聞いております。

○9 番（澤田今日一委員）
言いにくいのですけれど、この●●さんは不動産屋ですよね。不動産屋が農地法第 3 条で農地を取得するにあたり、生産の実績がない場合は許可できるのでしょうか。以前、●●●●さんで申請がなされた際に、生産の実績がないということで却下したはずで、前例があるわけです。単純に考えて、農地を持っているから、農家だから農地を買えると考えるのか、農地を活用して農産物を作っているから農家と考えるか。そこの判断だと思いますが、以前に●●●●さんは却下していて、今回はすんなり許可してしまってもよろしいのかと思います。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
事務局、説明をお願いします。

○事務局
農地法第 3 条第 2 項では、出荷していないということが不許可の要件とはなっておりません。事務局としては、あくまでも調査書に記載されている不許可の要件に関して調査し、該当していなければ申請に関しては受け付けさせていただいております。また、出荷をしていなければならない等の部分につきましては、事務局から申請者にそこまでの話をする権限はありません。

○9 番（澤田今日一委員）
　私としては、不動産屋が農地として使わないのに農地を求めていると考えられます。それを農地法第 3 条で申請するということ自体がおかしい。不許可の要件には該当しないかもしれませんが、少し納得できません。今は田を売買する申請ですけれど、農地として利用して、作物も出荷しているということであれば、なんらそれが不動産屋であろうが別の業者であろうが問題はないと思います。しかし、そのような実績がないのに申請するということは、ただの不動産目的だと考えて当たり前だと思います。

○事務局
　はい。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
　はい、事務局。

○事務局
　補足です。ご本人が所有している他の農地につきまして、そちらのほうは田であれば水稲は作付けされております。また、畑も所有しており、それらも作付けしているという話を伺っております。ただし、親戚、友人等に配ったり、自家消費したりしているというお話でございました。

○9 番（澤田今日一委員）
　ではもう一つ。田を作付けしているということは、農業共済に加入しているはずです。誰の名前で加入していますか。

○事務局
　申し訳ございませんが、農業共済の部分に関しての情報はございませんので、お答えできません。

○9 番（澤田今日一委員）
　●●さんが耕作する場合、必ず●●さんの名前で農業共済に加入するわけです。植えるまでは別の人に作付けさせているのであれば、別人の名前で加入しているかもしれません。そうなると実績がないということになります。だから、自分で田んぼを作付けしている人は農業共済について分かっていると思うので、きちんと加入しているはずです。その実績があるかないかということも、その人が本当に耕作しているかどうかの一つの判断基準になると思います。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
　堤委員、意見がありましたらどうぞ。

○10 番（堤武久委員）
　恐らく丸投げだと思います。ただ不動産を買って、別の農業者に耕作させる。そういう状態になると思います。社員も何人もいないし、耕作するために買うのではないと思います。

○事務局次長
　はい。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
　はい、事務局次長。

○事務局次長
　事務局としては、この月例総会において委員の皆様にご判断いただける材料として議案及びご質問に答えることとしております。しかし、農業共済に加入しているかどうか、耕作はしているかもしれないけれど、誰にどのように農作業委託しているのかどうかという部分につきましては、現在事務局でご回答する資料を持ち合わせておりません。ですから、現時点で許可か不許可か審議いただいて、もし現状で許可できないということであれば、今ご質問された部分を申請者の●●●●様に確認して、再度申請をしていただくという方法もございますけれどもいかがなものでしょうか。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
　今、事務局から話がありましたけれども、私は闇貸しで他人が作っているものだと考えます。本案について農業共済等の営農計画を調べていただいて、再度の申請で説明を受けた上で許可か不許可を出すという意見ではいかがでしょう。
　はい、秋谷委員。

○1 番（秋谷進委員）
　それに加えまして、28,417 ㎡を経営しているようですけれども、経営している場所が分かるような図面。そして、どういう作物をやっているのか分かる資料。その追加資料を求めたいと思います。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
　はい、大柳委員。

○4 番（大柳建秀委員）
　追加の話なのですが、皆さんご存じかもしれませんけれど、農地法第 3 条第 2 項の許可できない場合の資料を改めて出すとともに、議長が許していただけるのであれば、事務局で読み上げて

いただけますか。そして、その第3条第2項に該当していなければ許可せざるを得ないということだろうと思いますので、読んでいただければありがたいと思います。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
はい、事務局お願いします。

○事務局
確認ですけれども、第3条第2項の要件を読み上げればよろしいですか。

○4番（大柳建秀委員）
はい。手帳にも書いていると思います。皆さん、手帳を持ち合わせていればご確認ください。

○事務局次長
議長、すみません。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
はい、事務局。

○事務局次長
今、条文の読み上げ準備しております。そのほか、再度委員の皆様にご確認ですが、一度この場で採決をしなければなりませんので、現状で許可か不許可か、皆様の意見を統一していただきます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
はい、わかりました。

○事務局
そうすれば、農地法第3条第2項の条文そのまま読み上げさせていただきます。
第1号、所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合。
第2号、農地所有適格法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合。これは法人の場合。今回は該当しないと思います。
第3号、信託の引受けにより第1号に掲げる権利が取得される場合。

第 4 号、第 1 号に掲げる権利を取得しようとする者（農地所有適格法人を除く。）又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合。

第 5 号、第 1 号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、いずれも、北海道では 2 ヘクタール、都府県では 50a（農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積）に達しない場合。

第 6 号、農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（当該事業を行う者又はその世帯員等の死亡又は第 2 条第 2 項各号に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、当該事業を行う者がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。以下同じ。）の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合を除く。）

第 7 号、第 1 号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業の内容並びにその農地又は採草放牧地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合。

以上が、農地法第 3 条第 2 項の条文となります。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

皆さん、よろしいでしょうか。それでは、第 258 番についてですけれども、採決の意見をとりたいと思います。

○17 番（福士修身委員）

はい。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、福士委員。

○17 番（福士修身委員）

秋谷委員、あるいは澤田委員から様々ご意見が出まして、事務局から再度資料を準備したいとのお話もありましたので、今回は保留にして、来月もう一度総会で審議するという段取りが必要

ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
福士委員から、来月もう一度審議するという意見がありましたが、皆さんいかがでしょうか。

○2 番（安部浩一委員）
そういったことができるのでしょうか。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
私は今日ここで許可か不許可を採決して、それで●●さんから再度申請があれば、再度審議してもらう形がよいと思います。
はい、事務局次長。

○事務局次長
福士委員から保留というご意見をいただきましたが、事務処理要領を確認すると、4 週間以内に結論を相手方に返さないといけません。そうすれば、来月の月例総会ではその指定の期間を過ぎることになりますので、保留にすれば期間内に再度臨時総会を開かなければならないということになります。どのようにするかご判断をいただければと思います。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
皆さんいかがですか。
はい、澤田委員。

○9 番（澤田今日一委員）
私の意見としては、今回は不許可の採決をして、●●さんがもし生産出荷の実績があるのであれば、その書類を添えて再度提出してもらう。それでよいと思います。それで、自分がしっかりと作付けしている、出荷もしている、自分の名義で農業共済も加入していることが分かれば職業に関わらず問題ないと考えます。もしこれらを満たしているということであれば、●●さんに再度申請していただくということでよいと思います。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
事務局、何かありますか。
はい、安部委員。

○2 番（安部浩一委員）
不許可の採決をするとしても、相手方に納得がいくような整理が必要だと思います。譲受人の

今の経営面積は 2 町 8 反歩ですよね。稲作中心みたいですけれども、280 俵を出荷せず自家消費しているのか。そういった問題を一つ一つ提起して、こういう状況であるから不許可と判断したということを説明しなければ相手も納得しないと思います。また、今の状況からは農作業委託しているにしても、委託しているということの証明が必要だろうし、以前、ある方が大半の農地を貸しておきながら農地を購入しているわけです。私は何も言いませんでしたけれど、そういう場合も、自分で作っておくといいながら全部貸し出しているわけだから、土地を買い増ししているだけだと考えられるわけです。それであっても、不許可にする場合はきちんとした理由を作らなければならないとなりません。今回は、やはり 2 町 8 反歩を作付けしていてこれを全て自家消費しているというのは常識では考えづらいので、農作業委託をしているのか、闇貸しをしているのか。また、第 3 条第 2 項の中には転貸はだめだと記載されているわけですから、それに絞って今回は不許可という形にしてもかまわないのか、とにかくきちんとした正当な理由を相手に述べることが必要だと思います。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
はい、事務局。

○事務局
ここで不許可の判断する場合には、先ほど事務局で読み上げた不許可の要件である第 1 号から第 7 号までのどれに該当するかをこの場で決定しなければなりません。なお、不許可の要件を要約して書いているのがお配りしている調査書ということでございます。今回の場合は、これのどれに該当して不許可と判断したのか皆様に決めていただく形になりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
第 258 号について、調査書では不許可要件に該当しないと記載されているから、これから判断すると何ら問題ないと言わざるを得なくなると思いますが。

○9 番（澤田今日一委員）
農地を利用できるものと見込まれるということは、やはり物を生産するということだと思いますが、それが見込まれない。農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれると記載されておりますが、そこで何も物を生産しないということであれば、この点が違うと思います。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
第 7 号の中には、申請地は現在保全管理状態だが、許可後は譲受人が水稲を栽培する計画であることという内容が記載されております。ですが、闇貸しや農作業委託であれ本人から営農計画が出ていない以上は、本人が水稲を栽培する計画でないということになると思います。

はい、事務局次長。

○事務局次長
ご意見ありがとうございます。事務局から回答の整理についてご提案がございます。先ほど事務局から申し上げましたとおり、この第3条第2項の第1号から第7号どれに該当するか、いわゆる判断ができないので不許可とする内容を相手方に示さなければならないということにつきましては、澤田委員のご意見である第2項第1号、それからご提案なのですが、第4号の農作業常時従事が認められない、正確には、現状で判断できる状況にないので、本日の月例の場においては不許可で、次回申請する際は判断できる資料を要求する、そういうふうな方向でまとめてはいかがなものでしょうか。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
今事務局から提案がありましたけれども、ここで議論をしていても長くなりますので、ここで採決を取りたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○各委員
（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
それでは、第258号に関しまして、許可の方は挙手をお願いします。

（挙手無し）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
それでは、不許可の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
挙手多数の上、不許可といたします。

○事務局次長
不許可の要件といたしましては、第2項第1号及び第4号に異議があるため、という解釈でよろしいでしょうか。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
皆さん、第 3 条第 2 項第 1 号と第 4 号の部分に該当するため不許可ということでよろしいですか。

○各委員
（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
それでは、当該案件は不許可といたします。
続いて、第 257 番と第 258 番を除いた本案について、質問、意見ございませんか。

○各委員
（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
無いようですので、申請番号 257 番と 258 番を除く案件について、ご異議ございませんか。

○各委員
（異議なしの声）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
異議なしと認め、許可することに決定いたします。
次に、議案第 232 号を議題といたします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

（分室長　議案のみ朗読）

○事務局
本案は、浪岡地区での農地転用を目的とする農地法第 5 条の所有権移転に関する許可申請が 4 件でございます。それぞれの申請の場所については、事前に送付している案内略図でご確認願います。
それでは、今回の転用案件について、転用案件説明の資料に基づき、説明させていただきます。右上に議案第 232 号関係資料①と記載している資料をご覧ください。申請番号 79～81 番、申請地は 3 筆、譲受人、譲渡人及び転用目的は記載のとおりです。申請概要については、2 ページ以降に申請関連資料を添付しております。裏面 2 ページから 4 ページが許可申請書でありますが、筆ごとに所有者が異なるため、申請書が 3 枚ございます。5 ページが位置図、6 ページが都市計画図、7 ページが法務局の地図、8 ページが土地利用計画図でございます。分譲地への出入り口は左上に

ある既存道路からであり、そこに 18 区画の宅地及び一部緑地を整備する計画です。9 ページが農地転用計画書で、転用目的や近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないかなどが記載されております。10 ページから 11 ページが法人の登記簿謄本、12 ページから 14 ページがそれぞれの土地の登記簿謄本、15 ページが開発行為許可申請書、16 ページが宅地建物取引業者免許証です。

それでは、許可基準からみた本案件の判断について説明します。まず立地基準につきまして、申請地は都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定される用途区域であるため、今回は農地転用が原則許可となる、第 3 種農地と判断しております。

次に一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続いて、議案第 232 号関係資料②と記載している資料をご覧ください。申請番号 82 番、申請地は 2 筆、譲受人、譲渡人及び転用目的は記載のとおりです。申請概要については、2 ページ目以降に申請関連資料を添付しております。裏面 2 ページ目が許可申請書、3、4 ページが位置図、5 ページが土地利用計画図でありますが、土地が 2 筆に分かれております。道路から見て右側の土地が●●●●●●●●●●●●で、こちらに重機等の車両を 4 台置き、左側の大きな三角形が●●●●●●●●●●●●で、こちらを資材置場として利用する計画であります。6 ページが法務局の地図、7 ページが農地転用計画書、8、9 ページが土地の登記簿謄本、10、11 ページが法人の登記簿謄本、12 ページが土地選定の経緯を示す書面でございます。

それでは、許可基準からみた本案件の判断について説明します。まず立地基準につきましては、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地と判断しております。第 1 種農地は、原則農地転用不許可となりますが、不許可の例外として、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであって、この農地以外の周辺の土地に設置することによっては、その目的が達成できないと認められるものというものがあります。今回の転用は、樽沢字村元の集落に接続するもので、かつ、土地選定の経緯のとおり、本社、支店、子会社の所在地へのアクセス、並びに転用目的である資材置場及び駐車場に必要な面積を確保できる土地で、ほかにその目的、条件に合致した土地がなかったとのことであるため、この事由に該当するものと判断されます。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続いて、議案第 232 号関係資料③と記載している資料をご覧ください。申請番号 83 番、申請地は 1 筆、譲受人、譲渡人及び転用目的は記載のとおりです。申請概要については、2 ページ目以降に申請関連資料を添付しております。裏面 2 ページが許可申請書、3 ページが位置図、4 ページが都市計画図、5 ページが法務局の地図、6 ページが土地利用計画図で、既存敷地に隣接する太枠で示した部分が申請地でございます。7 ページが農地転用計画書で、転用目的のほか、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないかなどが記載されております。8 ページが土地の登記簿謄本、9 ページから 10 ページが法人の登記簿謄本、11 ページに転用許可申請に係る土地改良区からの意見書を添付しております。

それでは、許可基準からみた本案件の判断について説明します。まず立地基準につきまして、申請地は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定される用途区域であるため、今回は農地転用が原則許可となる、第 3 種農地と判断しております。

次に一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続いて、議案第 232 号関係資料④と記載している資料をご覧ください。申請番号 84 番、申請地は 1 筆、譲受人、譲渡人及び転用目的は記載のとおりです。申請概要については、2 ページ目以降に申請関連資料を添付しております。裏面 2 ページが許可申請書、3 ページから 4 ページが位置図、5 ページが法務局の地図、6 ページが土地利用計画図であります。今回は転用申請者の宅地である●●●●●●●●●●●●●●の東側に隣接する農地、及び●●●●●●●●●●●●●●の宅地を含めて一体で利用する計画で、農地への出入りはこの宅地の通路を利用する計画です。計画図に、既設小屋（資材置場）とありますが、こちらはかつて所有者が農業用の倉庫として利用していたものです。7 ページが農地転用計画書で、転用目的のほか、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないかなどが記載されております。8 ページから 9 ページが土地の登記簿謄本でございます。

それでは、許可基準からみた本案件の判断について説明します。まず立地基準について、申請地は、水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域にあり、かつ、おおむね 500m以内に保育園、児童館の 2 つの公益的施設が存する区域にある農地であります。この条件によって、今回は農地転用が原則許可となる第 3 種農地であると判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。それではご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
異議なしと認め、そのように決定いたします。
次に、議案第 233 号及び 234 号は関連がありますので一括審議の議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

（分室長　議案のみ朗読）

○事務局
本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 6 件、利用権設定が 3 件でございます。個別の内容につきましては、所有権移転の案が 7 ページから 8 ページ、利用権設定の案が 9 ページに記載しております。これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。
なお、議案第 234 号につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、当該農用地利用集積計画案の決定後における、農地中間管理機構の転貸予定内容に対しての意見も求められています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
これより、本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員
（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員
（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
異議なしと認め、当該計画等は決定といたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
次に、議案第 235 号及び 236 号は関連がありますので一括審議の議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長　議案のみ朗読）

○事務局
本案につきましては、担当課の農業政策課から説明をお願いします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
それでは、まず自己紹介をしていただいて、青森農業振興地域整備計画の変更案から順に説明をお願いいたします。

○農業政策課　相馬武主査
農業政策課の相馬と申します。よろしくお願いします。

○農業政策課　柴田修助主査
農業政策課の柴田です。よろしくお願いします。

○農業政策課　相馬武主査
まず、議案第 235 号の青森農業振興地域整備計画変更案の説明をさせていただきます。今回の変更は農地林務課から依頼があったもので、現状が農用地区域外の田で地元から多面的機能発揮促進事業を活用したいとの要望があり、当該事業の要件である農用地区域内の農用地とするため、対象区域を農用地区域に編入するものです。1 ページ、2 ページが今回の変更部分抜粋、3 ページから 5 ページが土地利用計画図です。6 ページの資料をご覧ください。農用地利用計画以外の変更はなく、農用地利用計画の編入箇所は記載のとおり新城地区の 3 箇所のエリアで合計 50,268 ㎡です。詳しい場所は 3 ページの土地利用計画図を参照ください。だいたいの位置につきましては、3 ページ目の青森-1 は岡町の旧道近くの田、4 ページの青森-2 は市営バス西部営業所よりも西側約 300m先の東北商運物流センター裏側の田、5 ページの青森-3 は戸門と新城の境目の鉄道沿いの田です。7 ページが審査表です。当課で編入を必要と判断した理由ですが、当該申出地は農業振興地域の整備に関する法律第 10 条第 3 項第 1 号に基づく 10ha 以上の集団的農用地であり、多面的機能発揮促進事業の実施予定の農地であることから、農業生産条件の不利な中山間地域等における農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要であると判断しました。以上で説明を終わります。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
ただいまの農業政策課から説明がありましたが、議案第 235 号青森農業振興地域整備計画の変更案について、質問、意見のある委員は述べてください。

○事務局
　議長。ただいま青森地区の説明をしたのですけれど、浪岡地区の方も続けて説明させて下さい。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
　はい、わかりました。どうぞ。

○農業政策課　相馬武主査
　失礼しました。続いて議案第 236 号浪岡農業振興地域整備計画変更案の資料を説明させていただきます。こちらも青森と同様に編入案件でございます。浪岡地区の農業者 3 名から申し出があり、現状農用地区域外の自己所有の畑、樹園地で果樹経営支援対策事業を活用したりんごの新植等を実施するため、当該事業の要件である農用地区域内の農用地とするため編入する計画です。資料の 1 ページが今回の変更部分抜粋、2 ページから 4 ページが土地利用計画図です。5 ページの資料をご覧ください。農用地利用計画以外の変更はなく、農用地利用計画の編入箇所は記載のとおり、吉内地区で 2 箇所、郷山前地区で 1 箇所、合計 18,935 ㎡です。詳しい場所は、2 ページの土地利用計画図を参照してください。だいたいの位置につきましては、2 ページの浪岡-1 は、本郷小の道路挟んで斜め向かいの樹園地と畑、3 ページの浪岡-2 は浪岡-1 よりも北東側の田、4 ページの浪岡-3 は県道 34 号近くの所有者住居裏の樹園地です。6 ページが審査表です。当課で編入を必要と判断した理由ですが、吉内地区の 2 箇所の申出地は 10ha 以上の集団的農用地であるほか、果樹経営支援対策事業の実施予定地又は隣接地の農地であることから、浪岡地区のりんご生産の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると判断しました。郷山前地区の 1 箇所の申出地は集団的農用地ではありませんが、吉内の申出地と同様に当事業を活用することで、浪岡地区のりんご生産の振興が図られるためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると判断しました。以上で説明を終わります。

○議長
　ただいま、農業政策課から説明がありましたが、まず議案第 235 号青森農業振興地域整備計画の変更案について、質問、意見のある委員は述べてください。
　質問、意見ございませんか。

○各委員
（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
　それでは、議案第 235 号青森農業振興地域整備計画の変更案について、ご異議ございませんか。

○各委員
（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
　異議なしと認め、当該変更案について決定いたします。
　続いて、議案第 236 号浪岡農業振興地域整備計画の変更案について審議を行いますが、成田貴吉委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（成田貴吉委員　退席）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
　これより、議案第 236 号について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。
　質問、意見ございませんか。

○各委員
（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
　それでは、議案第 236 号浪岡農業振興地域整備計画の変更案について、ご異議ございませんか。

○各委員
（異議なしの声）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
　異議なしと認め、当該変更案について決定いたします。成田貴吉委員を入場させてください。

（成田貴吉委員　入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
　次に、報告第 152 号を議題とします。事務局説明をお願いいたします。

（分室長　報告のみ朗読）

○事務局
　本案は、青森地区市街化区域内農地の自己所有農地の転用届出が 4 件であり、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
　事務局説明のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

○各委員
（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
　次に、報告第 153 号を議題とします。事務局説明をお願いいたします。

（分室長　報告のみ朗読）

○事務局
　本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転を目的とした転用届出が 5 件であり、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
　事務局説明のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

○各委員
（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
　報告第 154 号を議題とします。事務局説明をお願いいたします。

（分室長　報告のみ朗読）

○事務局
　本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が 5 件です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
　事務局説明のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

○各委員
（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
　報告第 155 号を議題とします。事務局説明をお願いいたします。

（分室長　報告のみ朗読）

○事務局
　青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明で 1 件です。なお、非農地証明については、同規定により交付済です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
　事務局説明のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

○各委員
（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
　続いてその他に移りますが、事務局から何かありますか。

（農業委員会事務局執務室の移転について）
（次回の月例総会は 11 月 10 日（水）午後 1 時から浪岡庁舎で開催予定の連絡）

（西澤議長から、米価下落に伴う青森市農業委員会からの要望について
　→事務局から、次回の月例総会で県内及び東青地区の農業委員会の対応状況を報告する）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
　これを持ちまして、令和 3 年度第 7 回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。